

会 務 月 報

第358号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第2回指導運営委員会議事概要

日 時 平成24年11月20日（火）

14:00～16:45

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 田畑光三

副委員長 新沼義雄

委 員 佐々木章、飯窪功児、藤井均、
炭谷文彦、福島安信（欠席：若林亮）

担当副会長 山下卓治

事務局 高津、恩田、鈴木、野出

<配布資料>

資料1 平成24年度上半期指導運営に関する事業報告

資料2 個別レポートに関する助成制度の平成25年度以降の方策について(案)

資料3 平成24年度上半期 苦情の解決業務実施報告書
(個別レポート)

資料4-1 苦情の実例教材の基本構成(案)

資料4-2 苦情の実例教材に掲載するにあたって特に参考
となる事例の選出

参考資料 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管
理研修会」テキストより抜粋(賠償責任保険の事
故例、係争事例・判例の部分)

議事1. 平成24年度上半期指導運営に関する事業報告について

平成24年度上半期指導運営に関する事業報告について、資料1に基づき事務局から説明がなされ、各委員においてこれを承認した。

議事2. 個別レポートに関する助成制度について

個別レポートに関する助成制度について、資料2に基づき事務局から説明がなされた。

日事連では平成21年度以降、各单位会が苦情の解決業務の体制を確立し、円滑な運営を図ることを目的として個別レポートの提出に対して助成を行ってきており、当初は平成22年度までを助成期間としていたが、その後、平成24年度まで2年間の期間延長を決めた。

今回、この助成期間が平成24年度で終了することに伴い、平成25年度以降の助成制度をどのようにするかについて協議した結果、平成26年度まで2年間、再度の助成期間の延長をすることとした。また、その後については、助成期間終了時に指導運営委員会で協議することとした。

議事3. 苦情の解決業務の事例集について

苦情の解決業務の事例集について、資料3に基づき事務局から説明がなされた。

今期は、単位会から提出された個別レポートが全体で9件と少なかったため、平成24年度上半期分として単体では製本せず、下半期分と併せて平成24年度の一年分として製本することとした。

今期分については、個別レポートを各委員において確認・修正等を行い、そのデータを各单位会へ送付することとした。各委員における確認・修正等作業については、12月20日(木)までを期限として行うこととし、個別レポートの内容に関する不明点等は、各委員が単位会の担当者へ直接問い合わせることとした。

また、今回の個別レポートの中で苦情の実例教材へ掲載することが望ましい案件があった場合は、その旨報告してもらうこととした。

なお、提出された個別レポート9件のうち1件については、相談受付時に既に訴訟となっている案件であったため、苦情の解決業務の対象外と判断した。

議事4. 建築士事務所向けの苦情の実例教材について

建築士事務所向けの苦情の実例教材について、資料4-1、

4-2に基づき、事務局から説明がなされた。平成23年度下半期の事例集の中から、苦情の実例教材へ掲載する事例を選出するにあたり、事前に各委員が特に参考になるとしてピックアップした事例の中から、既に教材用原稿として前指導運営委員会で作成した事例と類似の事例を選ばないように確認しながら、選出する事例を協議した。

協議の結果、P6、P7、P15、P16の4事例を教材に掲載することとした。この4事例については、事務局で教材用原稿の形式に再編集した後、各委員へ送付し、確認・修正等してもらうこととした。

なお、苦情の実例部分以外の執筆項目については、日事連理事である秋野弁護士と（有）日事連サービスの中川相談役に執筆依頼を行うこととした。

次回日程 平成25年2月7日（木）

14:00～16:30

■第12回景観・まちづくり特別委員会議事概要

日時 平成24年11月21日（水）

13:30～15:30

会場 日事連会議室

出席者 委員長 横須賀満夫

副委員長 福島賢哉

委員 浅野正敏、川島啓道、小澤勝美

欠席者 中村清隆、入口嘉憲

事務局 高津専務理事、恩田事務局長、戸谷、三浦

<配付資料>

資料1：景観形成・まちづくり推進協議会WG資料

資料2：景観整備機構活動状況調査集計結果（案）

資料3：平成24年度上半期事業報告

参考1：景観・まちづくり特別委員会名簿・平成24年度機構

参考2：景観整備機構活動状況調査項目

参考3：第11回委員会概要

議事

1. 委員紹介

一部委員の交代があったため、事務局より参考1にて景観・まちづくり特別委員会の概要を説明した後、委員の自己紹介を行った。

2. 景観形成・まちづくり推進協議WG報告

福島副委員長により資料1にて、建築関係団体で構成される景観形成・まちづくり推進協議会WG報告がなされた。

第3回WG（7月20日開催）一住まい・まちづくり担い手事業支援団体の決定の報告、また、サポーター候補者、派遣専門家の選定及び調査研究の方向性について議論した。また、来年度は国の補助金が廃止となるため、協議会の今後のあり方について議論したが次回WGにおいても継続して議論することとなった。

第4回WG（10月1日開催）一派遣専門家及びサポーターの選定結果の報告、協議会調査研究については現在景観まちづくり人材育成講座プログラムの講義内容を執筆依頼中であり、実践講座マニュアルは兵庫士会が中心にとりまとめ作業中であるとの報告、都市環境研究所よりフォローアップ調査の進捗状況について報告があった。

今後の「景観まちづくり協議会」活動について、国からの説明では活動団体への助成はないが事務経費は検討したいとのことではあったが、確定していない。また、協議会は継続してほしいという意見が多かった。支援団体の拠点がないのは問題だから、士会連合会の事務局を残すのが自然ではないかといった意見や、人材育成講座を充実しながら各地域にコミュニティアーキテクトといった立場の人をおき、アドバイザーになってもらえる体制づくりの必要性等の意見がだされた。

次回WG（11月22日）でもこの議題を検討する予定であり、福島副委員長、浅野委員より日事連の立場をWGでどのように話すべきかという投掛けがあったが、国の方針がもう少しはっきりした時点で考え方を固めていくこととした。

3. 景観整備機構活動状況調査のまとめ方について

事務局より資料2により景観整備機構活動状況調査結果の報告を行った。

景観整備機構の指定を受けている単位会が3会、指定を目指している単位会が2会、予定はないが興味がある単位会が7会であり、本特別委員会立ち上げ当初よりも景観・まちづくりに関する興味が高まりつつあることが感じられる結果となった。まとめ方については了承されたが、既に景観整備機構の指定を受けている単位会より、アンケート結果を全単位会に送付する際、問合せ・調整等に負担がかからないよう考慮してほしいとの要望があり、協議した結果、問い合わせは原則としてメールとすること、指定を受けている3単位会に連絡先を掲載して良いか確認し、了解が得られればそれを調査結果送付時に掲載することとした。

また、埼玉会の景観整備機構の組織図が参考として資料の最後に添付されているが、現在独立組織とすることを検討しており変更する可能性があるため、組織図は添付しないこととした。

上記内容で修正したものを委員長、副委員長に再度確認後、全単位会宛てに送付することとした。

4. 平成24年度上半期事業報告

事務局より資料3にて以下の内容の平成24年度上半期事業計画について報告を行った。

- ・建築関係団体と地方公共団体で構成している「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」WGへ委員を2名派遣するなど協力するとともに、支援団体が活動する地域に設置する「地域事務局」運営の協力依頼、協力担当者の推薦依頼を19単位会に要請した。
- ・景観整備機構活動状況に関するアンケート調査を実施した。

5. その他

- ・東京会における景観・まちづくり活動報告

川島委員・福島副委員長より資料4により、東京会での「防災・景観・まちづくり懇談会」について以下の報告がなされた。

まちづくりの担い手を育てる、またきっかけをつくらうということで、各支部から若手、熟練または多少知識をもっているシルバーの方3名程度を選出してもらい、「防災・景観・まちづくり懇談会」と題し、公開懇談会を開催した。1回目は「都市直下地震に対する防災・減災まちづくり」、2回目は「まちづくり・景観整備機構のすすめ」を実施した。3回目は「都市計画と地域再生・建築のあり方」を予定している。来年度も3回～5回程度の開催を検討している。

・埼玉会での活動報告（浅野委員）

埼玉会では景観整備機構の実務者講習会を開催している。最初は大学の先生に講師を依頼していたが、3年目からは埼玉会の中から1講義を5人程度で10分位ずつ分担して講師となるようにした。講師ははかなり勉強になる。

現在は、熊谷市成田用水の手すりの必要性と景観について実務講座を企画中である。この案件は市にも働きかけ、住民と一緒に考えていくこととしている。

また、茨城県の真壁への見学会を企画している。

・神奈川会での活動報告（小澤委員）

座間市の都市計画課担当者によるまちづくり講演、山手の洋館[日本家屋に一部洋館をつけたような建物]の調査研究グループによる講演など、年2回程度講演会を実施している。

また、昨年神奈川県から遠野～三春にかけて6地域程の仮設住宅サーベイの業務委託があり結果を発表した。

今年度は、また県からの委託で、近い将来の震災準備のため、3地域の仮設住宅コンペをし、応募が90あった。今後、仮設住宅のプロトタイプができれば良いと考えている。

次回委員会 平成25年1月28日（月）

13:30～15:00

■平成24年11月通常理事会議事概要

1. 日時 平成24年11月29日（木）

10:00～12:15

2. 会場 八重洲富士屋ホテル3F「赤松の間」

3. 理事会構成者数及び出席者数 理事会構成者数 33名
出席者数 33名
(内、表決委任状提出者5名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

- 会 長 三栖邦博
副 会 長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、
田端 隆、西村 武
専務理事 高津充良
常任理事 朝岡市郎、泉谷良宏、後藤明夫、田畑光三、
富岡 学、宮原克平
理 事 上原伸一、金子敏夫、北 泰幸、河野 久、
佐々木宏幸、鈴木眞生、高橋吉徳、富田 裕、
中山茂樹、新沼義雄、水谷達郎、村岡健治、
横須賀満夫、吉田 敏

監 事 栗原憲昭、外木場久雄、林 陽郎

欠席者(表決委任者) 理事: 秋野卓生、浅野善治、奥田修一、
村山高文、森野美徳

事務局 北野芳男参与、恩田利昭事務局長、
戸谷泰子広報・渉外担当課長、鈴木雅之業務課長、
前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議 事

- (1) 議長 三栖邦博会長
(2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、新沼義雄理事、横須賀満夫理事

(3) 議決事項

- 1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成24年11月14日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局から次の①及び②について一括して説明がなされた。

①第117回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等の決定の件

第117回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運

営について資料1のとおり次の内容で決定した。

平成24年11月29日(木) 会場: 八重洲富士屋ホテル
10:00~12:00 11月通常理事会

(3F「赤松の間」)

13:00~14:00 政経フォーラム

(2F「桜の間」)

14:15~17:00 第117回建築士事務所協会

全国会長会議(2F「桜の間」)

②第37回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定の件

25年度、三重県で実施する全国大会のための第37回全国大会運営特別委員会の設置目的、委員構成、運営方法、設置期間等について資料2のとおり決定した。委員構成は次のとおりである。

委 員 長 田端 隆 日事連副会長・三重会会長

副委員長 相原清安 三重会常任理事

委 員 谷口孝夫 三重会専務理事、中岡数夫 愛媛会名誉会長(第34回全国大会運営特別委員会副委員長)、
大内達史 日事連副会長(第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会副委員長)、
横須賀満夫 茨城会会長(平成27年度主管会)

以上の①及び②の常任理事会で決定した同議案の承認について、議長より諮ったところ、異議なく、資料1、資料2のとおりこれを承認した。

2) 平成24年度上半期事業報告及び収支報告の承認の件

専務理事及び各常置委員会委員長より、資料3-1及び資料3-2によって平成24年度上半期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、適合証明業務登録機関特別会計の収支報告について次の趣旨の説明がなされた。

上半期の事業は、建築士法に規定された法定団体として、自律的監督体制の確立に向けて事業活動を引き続き推進するとともに、設計監理業の確立を目指す観点から建築士事務所の業務の適正化に向けた法制度の改善検討を進めているところである。また、今年度より、建築士法第27条の2第

7項に基づく、「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の全国的な実施を推進する等の各種事業に取り組んでいる。

上半期の収支については、全体的には予定どおりの収支で推移している。なお、平成24年度上半期事業報告及び収支報告は、11月9日の監査会、11月13日の総務・財務委員会及び11月14日の常任理事会でも検討し、特段の指摘事項はなかった。

平成24年度上半期監査報告

外木場監事より、平成24年11月9日に行った監事による監査報告が次のとおり行われた。

- i) 事業報告書及び収支報告書の内容については、特段指摘すべきことはない。
- ii) 理事の職務遂行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事項についても、指摘すべきことはない。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3-1及び資料3-2のとおり平成24年度上半期事業報告及び決算報告を承認し、本日の午後開催する第117回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。なお、上原理事より次の趣旨の意見があった。

会員増強運動を各単位会で行っているが、上半期の報告では68事務所の減となっている。目標としている会員増加とはなっていない。本年より建築士事務所キャンペーン事業とともに会員増強運動を盛り込んだ活動をしているが、来年度から建築士事務所キャンペーン事業の助成が当面中止する方向である。また、各常置委員会でも会員増強について検討している状況がないので、今後どうしていけばよいのか懸念している。

3) 平成24年度収支予算更正の承認の件

専務理事より、総務・財務委員会及び常任理事会で検討した平成24年度収支予算更正について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度収支予算について、次のとおり更正を行いたい。

①平成23年度収支決算において、「次期繰越収支差額」が確定したことによる「前期繰越収支差額」並びに一般会計の「福利厚生特別会計繰入金収入」及び福利厚生特別会計の「一般会計繰入金支出」の更正

②常勤役員1名の退任（6月）及び同退任者の職員再雇用に伴う更正

・一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の「退職給付引当資産取崩収入」及び「退職給付支出」の更正

・一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の、役員人件費支出のうち「役員報酬支出」及び「福利厚生費支出」並びに職員人件費支出のうち「給料支出」、「諸手当支出」及び「福利厚生費支出」の更正

③以上の更正に伴い、調整が必要な科目についても所要の更正を行うこととしたい。なお、予算の更正及び中科目相互間の流用は、平成24年3月29日の通常総会で、理事会承認で行えることを決議している。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおり平成24年度収支予算更正を承認し、本日の午後開催する第117回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

4) 平成25年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員の承認の件

宮原総務・財務委員長より、総務・財務委員会及び常任理事会で検討した平成25年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について資料5によって次の趣旨の概要説明がなされた。

募集要項については、平成25年度は、表彰を行う三重大会が平成25年8月9日開催と、例年の全国大会より2ヶ月ほど早まるため、募集期間を約2か月早めることとする。なお、対象建築作品、応募資格者、応募手続き等については従来どおりの規定で実施していくこととしたい。今回の主な募集要項の変更点は、1) 年度が変わったことによる、対象建築作品の竣工年月日の期間、2) 応募締切日等である。

委員については次のとおり一部変更をしたい。

(新) 橋本 公博 国土交通省大臣官房審議官

(住宅局担当)

(旧) 井上 俊之 国土交通省大臣官房審議官

(建築行政担当)

(新) 山下 卓治 日事連副会長

(株)山下設計工房代表取締役

(旧) 野呂 敏秋 日事連前副会長

(株)鳳建築設計事務所代表取締役会長

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5のとおり平成25年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員を承認し、本日の午後に開催する第117回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

5) 入会承認の基準に係る「定款施行細則」の一部変更の承認の件

宮原総務・財務委員長より、総務・財務委員会及び常任理事会で検討した入会承認の基準に係る定款施行細則の一部変更について資料6によって次の趣旨の概要説明がなされた。

一部変更の理由は、公益法人制度改革により、公益法人の設立に際しては準則主義が採用されているため、一般社団法人あるいは公益社団法人（以下「新法人」）の設立を容易に行うことができることとなった。また、建築士法第27条の2の規定を満足すれば、容易に法定法人としての建築士事務所協会が設立できることとなった。（改正建築士法・平成21年1月5日施行）従って、今後、新法人としての建築士事務所協会が、一つの都道府県内に複数存在する状況が発生することが予測される。

一方、日事連の会員資格は、従来、「建築士事務所を構成員として都道府県ごとに設立された法人」であったが、前記改正建築士法の施行に合わせ、平成20年6月16日、「建築士事務所の開設者を社員としその名称中に建築士事務所協会という文字を用いる法人」に改められた。新たに生まれてくる新法人としての建築士事務所協会が、日事連に対し入会の申し込みがなされた場合、この入会申し込みを無制限に

承認すると、正会員としての単位会が一つの都道府県内に濫立することとなり、この場合、日事連の業務運営等に重大な支障が生ずることが想定される。このような弊害を未然に防ぐため、今後、入会申し込みがあった場合の当面の承認基準について、定款施行細則第5条（正会員及び構成員）に1条を追加し、第5条の2として（入会承認基準）の内容を規定し、変更したい。なお、定款施行細則の変更は理事会の議決が必要である。

(入会承認基準)

第5条の2

定款第6条第1項の入会に係る理事会の承認にあたっては、一都道府県一建築士事務所協会を原則とし、かつ、次の各号に規定する事項を満足しなければならない。

- ①当該団体の入会により当該都道府県内における建築士事務所団体の自律的監督機能の確立に支障が生ずるおそれがないこと。
- ②当該団体の入会により当該都道府県内における建築士法第27条の2第3項に規定する業務の円滑な実施について支障が生ずるおそれがないこと。
- ③当該団体の入会により日事連の事務運営に支障が生ずるおそれがないこと。

この細則は、平成24年11月29日から施行する旨を附則に定めている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料6のとおり入会承認の基準に係る「定款施行細則」の一部変更を議決、承認し、本日の午後に開催する第117回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

6) 平成25年度の「管理建築士講習」の実施協力方針の承認の件

朝岡教育・情報委員長より、教育・情報委員会及び常任理事会で検討した平成25年度の「管理建築士講習」の実施協力方針について資料7によって次の趣旨の概要説明がなされた。

- ①「管理建築士講習」については、(財)建築技術教育普及センター（建築教育センター）及び本会による試算の結果、平

成24年度の想定受講者数を3,500名程度と見込んで、現行の業務委託費の配分額（単位会@6,000円、日事連@1,800円、センター@7,200円）で合意した。ただし、年間受講者数等の前提条件が大きく変動した場合には、改めて協議を行うこととしていた。

②平成24年度上半期までの受講数は840名程度にとどまり、年間受講者数も2,000名程度にとどまることが想定されている。この結果、建築教育センターからは、年間受講者数の推計が前提条件を大きく下回る状況を踏まえ、平成25年度からの講習実施方法及び業務委託費の見直しのための協議を行いたい旨の申入れがあった。また、併せて同センターからは、年間受講者数が2,000名程度となった場合の業務委託費の減額率の概算想定結果（約30%弱程度の減額を想定）も提示された。

③建築教育センターからの申入れを踏まえ、去る9月28日に開催された教育・情報委員会で協議の結果、単位会に対し、業務委託費が一定程度減額されることを前提とし、平成25年度に「管理建築士講習」を実施するか否かの意向を確認するアンケート調査を行うこととなった。

④アンケート調査結果は次のとおりである。

・「平成24年度同様に開催する」33単位会（71.7%）、
・「開催しない」10単位会（21.7%）、
・「その他」3単位会（6.5%）。その他の内容（概要）は次のとおりである。

・経費に関係なく1回は開催したい。行政からも開催してほしいといわれている。

・平成24年度の実績及び他の登録講習機関の状況を分析し、ブロック等で検討する。

・単位会単独では10名も集まらない。平成25年度についてはブロック等で協議する。

⑤今後の方針等について(案)

・アンケート調査結果により、平成25年度も実施する意向の単位会が全体の約70%を占めたことを踏まえ、平成25年度も従来どおり実施協力を継続することとしたい。

・講習実施方法及び業務委託費の協議については、年間受講者数が減少することにより、業務委託費の総額は減る一方で、テキスト印刷費等の直接経費のコスト（単価）は上昇することとなるため、これらを踏まえた上で適切な業務委託費の配分額を確保する必要があると考えられる。このため、受講者数や必要経費等に関する実績及び推計等に基づき、建築教育センターとの間で、平成25年度の講習実施方法及び業務委託費等について、適切な形となるよう協議を進めていくこととしたい。なお、同センターとの協議については、教育・情報委員長に一任いただくこととしたい。

⑥アンケート調査結果の単位会への報告は、通常理事会の協議結果と併せ、アンケート調査結果の概要について、単位会に報告を行うこととしたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料7のとおり平成25年度の「管理建築士講習」の実施協力方針を承認し、本日の午後開催する第117回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

7) 業務報酬算定ソフトの作成の承認の件

泉谷業務・技術委員長より、業務・技術委員会の下に設置した業務報酬算定ソフト作成WGで検討し、常任理事会で了承された業務報酬算定ソフトの作成について資料8によって次の趣旨の概要説明がなされた。

①作成方針は、単位会の会員が業務報酬算定を行ううえで利便で使いやすいソフトを作成することを目的に検討を行ってきた。告示第15号に基づく業務報酬算定ソフトについては、単位会の作成状況を調べたうえで、8単位会のソフトを参考にして検討した結果、㈱テクトプランが提供する東京会の「業務報酬算定システム(RESA-4)東京会会員専用版」のソフトに着目し、当ワーキンググループが㈱テクトプランと協議を行い、同社の既存のRESA-4にある告示第15号に基づく業務報酬算定ソフトを改良するとともに、日事連より新規としてソフトに組み入れたい機能等の開発協力を行い、同ソフトの利用権を日事連へ譲渡してもらう方針とした。本ソフトは、日事連が「日事連版業務支援ソフト」とし

て単位会を通じて会員へ提供する。

②業務支援ソフトの主な特徴は、次のとおりである。

- ・建築士事務所が業務改善として、報酬算定の入力に際して極力手間を省くよう「業務データベース」を軸に各書類に連携するシステムとしている。また定型的字句は番号等を選択して入力すれば連動するようにしている。
- ・本ソフトは内訳書を含めた「見積～請求書発行」までの実務に使い、且つ、本票に建築士事務所協会会員を記すソフトにしている。
- ・「業務データベース」と「業務帳簿印刷システム」の入力により、従来なかった「年次報告書」の作成に自動的に反映できるシステムとしている。
- ・エクセルのバージョンは、大多数のユーザーが対応できる「エクセル97-2003ブック」とした。

③業務支援ソフトの日事連へのダウンロード用データ提供費（利用権の譲渡）は、㈱テクトプランの見積もりにより、158万円（税込）とする。

④データ提供費の日事連の捻出方法について

- i. データ提供費の支出は、単位会登録料（単位会が業務支援ソフト利用権として日事連へ納入）により捻出する。
- ii. 単位会に所属する会員へは、業務支援ソフトを無償で提供する。
- iii. 単位会の会員は、単位会を通じて「解除キー」を入手し使用可能となる。単位会ごとの「解除キー」を提供する予定。
- iv. 非会員については、業務支援ソフトを有償とし、㈱テクトプランが1万円以上で頒布する。なお、㈱テクトプランは、日事連がソフト開発に協力をした手数料として頒布価格の20%を日事連へ支払う。

⑤維持管理費については、品質維持向上のため、必要な改善（バージョンアップ）も含め、毎年更新することとし、その費用は維持管理費として利用する単位会より一律1万円/年を負担してもらうこととする。必要に応じて維持管

理WG（仮称）を設置し、改善のための検討を行う。

⑥単位会におけるソフト利用についての講習会開催については、講習会を有料で開催し、その収入分で初回登録料を吸収できるよう配慮する。要請があれば単位会へ㈱テクトプランより講師を派遣（旅費等要）する。

⑦今後のスケジュールは、通常理事会で承認された後に㈱テクトプランとの契約し、平成25年3月末までにはソフトの提供を開始する予定で進めたいと考えている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料8のとおり業務報酬算定ソフトの作成を承認し、本日の午後に開催する第117回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

8) 財政検討特別委員会での検討結果及び平成25年度の収支予算方針の承認の件

三栖会長及び大内総務・財務担当副会長より、財政検討特別委員会で検討した内容について資料9によって次の趣旨の概要説明がなされた。

財政検討特別委員会では、平成23年度決算作業及び平成24年度予算作成を通じ、日事連の財政状況が悪化しているにかんがみ、平成25年度以降の予算等について、新規事業の開発を含む収益事業の拡大及び支出の削減等に関する施策等、財務基盤の安定化策を集中的に検討し、一般社団法人移行を契機に将来的な展望に立った健全な財政運営が図れるようにすることを目的として5回に亘り検討した。検討結果は以下のとおりである。

①平成13年度以降の当期損益、特定資産及び構成員入退会状況等について

- i. 平成13年度から21年度までの当期損益は、隔年の適合証明業務の登録の有無等により、黒字の年と赤字の年が交互に現れていたが、22年度以降、事業収入が減少し、さらに23年度以降には建築復興支援センター事業支出3,000万円が発生し、大幅な赤字の状態が続いている。
- ii. 財政安定積立預金は16年度には4億円を超えていたが、

事業運営の必要性から、赤字の際に取り崩して運営してきたため、24年度末には1億5,000万円程度まで減る見込である。(この他に、事務所移転等・周年記念事業積立預金で2億6,000万円)

iii. 構成員の入会数は、16年度の373事務所を底に、22年度917事務所、23年度742事務所と増えてはいるが、廃業や自主的な退会も多く、入会と退会を差し引きすると構成員は着実に増加していない。

②当面の財政改善方針

日事連の財政状況を改善するに当たり、会員増強及び収益事業の新規開発・拡大が必要なことは言うまでもないが、これらは直ちに収益に寄与するものではなく、数年のスパンで考えなければならない。そこで、当委員会では次の方針を決定した。

②-1 単位会からの会費の値上げをしないためにも、当面は支出削減等により赤字を減らし、当期収支差額をできるだけ0に近づけることを最優先に取り組む。

②-2 並行して、中長期の視点に立ち、収益を伸ばす方策を検討する。

平成23年度決算に対し以下の金額を目途に収支を改善し、大幅な赤字の削減を目指す。

- i. 第1段階として、平成25年度に約7,000万円の支出削減
- ii. 第2段階として、平成26年度以降に約1億円の支出削減等(建築復興支援センター事業支出3,000万円の終了を含む)

②-3 具体的には、平成25年度には人件費及び会議費でおおむね3,000万円の支出削減を図るとともに、事業費でおおむね4,000万円、合計7,000万円の支出削減が必要であり、以下の項目で支出削減を図ることとした。

- i. 人件費 当面、退職する職員の補充はしないこと、契約職員の勤務日数の見直し等により、大幅な削減を図る。
- ii. 会議費 平成25年4月より一般社団法人へ移行し、新定款が施行されることにより、従来3月下旬に実施して

いた予算総会を実施しないこととなるため、総会、全国会長会議及び常任理事会が各1回減。さらに経費削減を図るため、総会及び会長会議の使用会場の見直しをする。

- iii. 委員会費 定例的な委員会の回数見直しにより抑制する。
- iv. 広報費 日事連の一斉キャンペーンを目的として、平成11年度からスタートした建築士事務所キャンペーン事業の助成を当面中止する。ただし、今後、財政状況が好転した際には、改めて助成の可否について検討を行う。
- v. その他、表彰関係で表彰状等を特注品から既製品へ変更する等、一層の支出削減の徹底を図る。

③平成26年度以降は、前記②-3の項目に、以下の2項目を削減項目に追加する。

- i. 建築復興支援センター事業の終了
- ii. 東京開催の全国大会(隔年開催)について、地方開催と同様、式典と記念パーティーの参加費を分けることで、大会参加費の適正化を図り、全国大会の収支を改善させる。(現行の参加費では記念パーティーの経費が賄えず、日事連が負担している。)

④収入については、過去の実績を踏まえ、過大な計画ではなく達成可能と思われる考え方で試算した。ただし、会員増強は重要課題であり、今後も推進していくとともに、収益事業の新規開発を当委員会で引き続き検討し、企画、提案していくこととする。

⑤上記の方針に基づき、平成25年度、26年度及び27年度の収支予算について、以下の削減額を見込む。

- i. 平成25年度 収支予算検討結果では、平成23年度決算に比して、合計約7,000万円の支出削減を見込む。
- ii. 平成26年度 収支予算検討結果では、平成23年度決算に比して、合計約1億500万円の支出削減等を見込む。
- iii. 平成27年度 収支予算検討結果では、平成23年度決算に比して、合計約9,500万円の支出削減を見込む。

⑥上記の検討結果から平成25年度、26年度及び27年度の当期損益について以下のとおり試算した。

- i. 平成25年度の当期損益は約△5,300万円が見込まれる。

ii. 平成26年度の当期損益は約2,950万円が見込まれる。

iii. 平成27年度の当期損益は約△1,650万円が見込まれる。

注意事項としては、以上の検討は不確定要素が多分にあるので、実際の収支予算作成の際には、前期繰越収支差額、特定資産の取り崩しや積み立て及び予備費等の金額により、試算どおりにはならない。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料9のとおり財政検討特別委員会での検討結果及び平成25年度の収支予算方針を承認し、本日の午後で開催する第117回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした

- 9) がん保険の募集代理店追加による営業体制の強化の承認の件
参与より、総務・財務委員会及び常任理事会で検討したがん保険の募集代理店追加による営業体制の強化について資料10によって次の趣旨の概要説明がなされた。

①日事連の「がん保険」、「所得補償保険」取扱に係る経緯

昭和54年5月、日事連は日事連構成員の福利厚生を拡充を図るべく(株)日税サービスのグループ会社である(株)安田システムサービスを保険代理店として安田火災海上保険株式会社(現(株)損保ジャパン)と「所得補償保険」の団体契約を、その後昭和56年11月、同じく(株)日税サービスのグループ会社である(株)共栄会保険代行を保険代理店としてアメリカンファミリー生命保険会社(アフラック)と「がん保険」の団体契約を、それぞれ締結した。平成7年2月、日事連は、日事連構成員に建賠保険の普及を図るため、日事連が母体となって保険代理店としての(有)日事連サービスを設立した。事業目的は、損害保険代理店及び生命保険代理店の業務であるので、日事連は設立を機会に、「所得補償保険」「がん保険」団体契約取扱保険代理店を(株)安田システムサービス及び(株)共栄会保険代行から(有)日事連サービスに移行することとした。

②「所得補償保険」、「がん保険」の販売及び(株)共栄会保険代行との共同募集の実施について

日事連サービスは「所得補償保険」「がん保険」を建賠保険と同様、日事連構成員福利厚生のための主力商品と位置付け、

拡販に取り組んできた。しかしながら「がん保険」については、これまで取り組んできた個人情報を持ち込んだダイレクトメールによる販売方法が、保険業界のコンプライアンス厳格化によって禁止され、結果として効率化を図った販売が出来なくなった。やむを得ず「がん保険」については、積極的な販売を行ってこなかった。一昨年度より販売強化のため、各単位会を通じて日事連構成員に対するチラシ配布等の施策を行ってきたが、本年7月12日付で、アフラック東京第二法人営業部長より日事連サービス宛に、過去10ヶ月の販売実績から判断して代理店委託契約規程の代理店解約基準に該当するため、9月末時点で所定の契約件数に達しなければ、代理店業務委託契約を解約する旨の通知を受けた。なお、その後、期限であった9月末には、日事連がん保険の募集について事情をよく理解している(株)共栄会保険代行の協力を得て、がん保険の共同募集を行う旨をアフラックに説明することにより、上記通知は取り消された。しかしながら早急に数字を改善していかない限り代理店業務委託契約を解約される危険は常につきまとうことになる。今般、強力な販売力を持つ(株)共栄会保険代行との共同募集を実施したい。これにより、安定的に日事連団体契約が保たれ、日事連構成員の福利厚生の充実がより図られることを目指したい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料10のとおりがん保険の募集代理店追加による営業体制の強化を承認した。

(4)報告事項

1) 一般社団法人移行に関わる進捗状況について

事務局より、資料11によって次の趣旨の概要報告がなされた。

昨年12月に開催した一般社団法人移行に関する臨時総会以降の移行の進捗状況は、次のとおりである。

- ①平成23年12月5日の臨時総会で、一般社団法人移行認可申請に伴う定款変更を決議し、12月14日に内閣府公益認定等委員会へ一般社団法人への移行認可を申請した。
②その後、同委員会事務局の指摘等により、先の臨時総会決

議の付帯事項に基づき三栖会長了承のもと定款を一部修正し、4月24日に内閣府公益認定等委員会に提出した。
なお、この修正による実体的な変更はない。

③9月28日付けで、内閣府公益認定等委員会より「認可の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申が、内閣総理大臣宛になされた。

④なお、先の臨時総会決議では、平成24年4月1日の移行登記が間に合わない場合は、平成25年4月1日の移行登記とすることとしていたため、平成25年3月下旬に内閣総理大臣から認可を受け、平成25年4月1日に一般社団法人に移行する予定である。

2) 社会資本整備審議会の審議について

専務理事より、資料12によって次の趣旨の概要報告がなされた。

建築基準制度について、具体的な制度の見直しのあり方が国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し諮問。当面は以下の3項目の調査審議のため建築基準制度部会が設置された。

- ・新たな技術の導入や設計の自由度の向上が促進される明確かつ柔軟な規制体系への移行という基本的方向を踏まえた、木造関連基準等のあり方
- ・実効性が確保され、かつ、効率的な規制制度への見直しという基本的方向を踏まえた、構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方
- ・既存建築物の質の確保・向上に向けた、建築物の耐震改修の促進に関する法律など関連規制等のあり方

①部会は座長が久保哲夫東京大学名誉教授、委員は学識者、設計、生産、消費者、弁護士、地方行政等の関係者から構成されている。

②主な経過は、以下のとおり。

平成24年10月9日、建築4会（日事連、士会、JIA、日建連）の会長等が協議し、同審議会への対応については建築基準法見直し検討会と同様に、意見交換を密に行い、可能なものについてできるだけ共通意見を出していくことを

了承。10月25日、第1回建築基準制度部会の開催、配布資料は国交省のHPに掲載されている。11月16日、国交省より各団体に対し、本年4月以降に建築確認された物件で構造適判に長期を要した事例等についての緊急アンケートの提出依頼（12/3締切）があり単位会宛に協力依頼した。第2回建築基準制度部会は12月18日に予定。前記3項目についての意見については、今後基本問題検討特別委員会や正副会長会等での意見も踏まえ、さらに建築4会と調整し、提出していきたい。

3) (仮称) 建築士事務所法に関する取組状況について

三栖会長及び専務理事より、(仮称) 建築士事務所法に関する取組状況について資料13によって次の趣旨の概要報告がなされた。

・新法制度（「(仮称) 建築士事務所法」への取組状況

平成24年5月31日に理事会で報告書内容承認。6月20日に全国会長会議で報告書を配布し説明を行う。6月22日に単位会へ報告書を送付。会長名で会員への周知、会員相互、他団体などとの議論を通じての新法制度実現に向けての積極的な取組、機運づくりを依頼した。10月1日には単位会へ会員事務所等への周知状況についてアンケート調査をした。

アンケート調査結果では、単位会によって取組状況にはばらつきがあるが、引き続き単位会の会員事務所等への周知を行っていく必要があるのご協力願いたい。

・他団体等への説明、報告の状況

他団体等へはすでに昨年の建築三会勉強会、四会法令懇談会等で「(仮称) 建築士事務所法」の提案内容等の説明を行い、意見交換を行ってきたが、あらためて報告書をまとめたことを報告し、内容を説明して周知と検討の依頼を行うとともに、地域・地方レベルでの協議についても協力を要請した。

4) 平成25年4月1日からの書籍の送料等の見直しについて

事務局より、総務・財務委員会で検討し、常任理事会で了承された平成25年4月1日からの書籍の送料等の見直

しについて資料14によって次の趣旨の概要説明がなされた。

本連合会では、単位会への書籍等の送料については原則30冊以上から無料（本会負担）としているが、単位会から少数多頻度の注文が多くなり、書籍販売に係る送料負担の合理化が求められている。このため、送料負担等の見直しを総務・財務委員会で検討し、常任理事会で了承され、次のとおり見直しをすることとした。

①書籍（契約書・バッチ等含む）の送料等の見直しについて

- i. 送料等無料を注文部数が30冊以上から、注文部数が10冊以上へ変更
- ii. 注文部数が10冊未満の場合、送料等費用として500円を請求する。
- iii. 1冊の注文で到着が3～4日かかっても構わない場合は、メール便等で送付する。この場合は送料等費用として200円を請求する。

②講習会等における「講師用」図書の取扱い

- i. 講習会等における「講師用」図書の注文の場合、10冊未満であっても日事連発行図書については日事連が送料を負担する。
- ii. 日事連発行図書以外の図書については、前記①と同様の扱いとする。

③実施日については、平成25年4月1日以降の注文より実施する。

5) 会員・構成員異動報告

平成24年9月末及び10月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料15の通り。

平成24年9月30日現在 正会員46団体
構成員15, 010事務所、賛助会員3社

平成24年10月31日現在 正会員46団体
構成員15, 007事務所、賛助会員3社

<配付資料>

資料1：第117回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料2：第37回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について

資料3-1：平成24年度上半期事業報告書

資料3-2：平成24年度上半期収支報告書

資料4：平成24年度収支予算更正（案）について

資料5：平成25年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員について

資料6：入会承認の基準に係る「定款施行細則」の一部変更について（案）

資料7：平成25年度の「管理建築士講習」の実施協力方針について

資料8：業務報酬算定ソフト作成WGにおける「日事連版業務支援ソフト」の作成方針等について（案）

資料9：財政検討特別委員会での検討結果報告（案）

資料10：がん保険の募集代理店追加による営業体制の強化について

資料11：一般社団法人移行にかかわる進捗状況について

資料12：社会資本整備審議会建築分科会建築基準制度部会の審議について

資料13：新法制度「（仮称）建築士事務所法」への取組状況

資料14：平成25年4月1日からの書籍の送料等費用の見直しについて

資料15：会員・構成員異動報告書

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成25年

1月21日 正副会長会

財政検討特別委員会

22日 五会会長会議

広報・渉外委員会

23日 業務報酬算定ソフト作成WG

業務・技術委員会

- 1月28日 景観・まちづくり特別委員会
- 29日 基本問題検討特別委員会
- 2月 1日 教育・情報委員会
- 4日 構造技術専門委員会
- 7日 指導運営委員会
- 8日 建賠保険等調査専門委員会
- 12日 会誌編集専門委員会
- 15日 総務・財務委員会

平成25年度の第37回建築士事務所全国大会
(三重大会)は、伊勢神宮の式年遷宮に合わせて、
平成25年8月9日(金)に三重県伊勢市で開催
いたします。